

訓令甲第20号

警視庁通信指令技能検定規程を次のように定める。

平成22年5月28日

警視総監 池田克彦

### 警視庁通信指令技能検定規程

#### (目的)

第1条 この規程は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）第6条の規定に基づく警視庁職員の通信指令技能検定（以下「検定」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (委員会の設置)

第2条 警視庁本部に警視庁通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、合格者の決定その他検定の実施に必要な事項について審議することを任務とする。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

（1） 委員長 地域部長

（2） 副委員長 地域部参事官

（3） 委員 通信指令本部長、人事第一課長、人事第二課長、教養課長及び地域総務課長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員会の事務局は、通信指令本部に置く。

#### (検定の級位)

第3条 検定は、初級、中級及び上級の級位制により行うものとする。

2 上級は、無線指令及び110番受理の2種別とする。

#### (検定の級位基準)

第4条 検定の級位基準は、別表の「通信指令技能検定級位基準」のとおりとする。

#### (検定の方法)

第5条 初級検定は、学科試験及び認定講習により行う。

2 中級検定は、学科試験及び技能試験により行う。

3 上級検定は、書面審査、技能試験、論文試験及び面接審査により行う。

#### (合格証書の授与)

第6条 検定に合格した者に対し、別記様式の「合格証書」を授与するものとする。

(合格者の特例)

第7条 次の各号に掲げる職員は、この規程に基づく検定の中級の合格者とみなす。

- (1) 通信指令本部長が別に定める審査に合格した通信指令本部の職員
- (2) 警視庁警備無線通信技能検定規程（昭和44年9月24日訓令甲第24号）に規定する警備無線通信上級技能検定の合格者のうち、通信指令本部長が別に定める実習を修了したもの

(細部事項)

第8条 この規程を実施するために必要な細部事項は、地域部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日以前に、巡査として採用され初任教養のため警察学校に入校した職員は、この規程に基づく検定の初級の合格者とみなす。

別表

通信指令技能検定級位基準

級 位	内 容
初 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 無線通話に関する基礎的な知識及び技能を有する。</li><li>2 緊急配備等に関する基礎的な知識を有する。</li></ol>
中 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 リモコン指揮に関する必要な応用能力及び指導能力を有する。</li><li>2 無線通話に関する必要な知識及び技能を有する。</li><li>3 通信指令システムに関する必要な知識及び技能を有する。</li><li>4 通信指令業務に係る訓令、通達等に関する必要な知識を有する。</li></ol>
上 級 (無線指令)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 通信指令業務に関する高度な知識及び技能を有する。</li><li>2 無線指令に関する応用能力及び指導能力に秀で、他の範と認められる。</li></ol>
上 級 (110番受理)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 通信指令業務に関する高度な知識及び技能を有する。</li><li>2 110番通報の受理に関する応用能力及び指導能力に秀で、他の範と認められる。</li></ol>

別記様式

第 号

# 合 格 証 書

階級 氏名

警視庁通信指令技能検定 に合格したことを  
証する。

年 月 日

警視総監

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。